

原規規発第 2012228 号

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

原子炉安全専門審査会

火山部会 部会長 小川 康雄 殿

原子炉安全専門審査会 会長 関村 直人

(公 印 省 略)

調査審議事項の付託について

令和 2 年 6 月 1 5 日付け原規規発第 2006151 号及び令和 2 年 1 0 月 1 5 日付け原規規発第 2010156 号をもって、原子力規制委員会から原子炉安全専門審査会に対してなされた指示事項のうち、下記について、原子炉安全専門審査会運営規程第 7 条の規定に基づき、火山部会に付託します。

なお、令和 2 年 6 月 2 6 日付け原規規発第 2006265 号をもって原子炉火山部会に付託した別途通知については、令和 2 年 1 2 月 1 5 日の第 2 1 回原子炉安全専門審査会において、火山部会に名称を変更したため、本通知をもって廃止することとします。

記

1. 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
2. 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。